

## ChatTX サービス約款

### 第1条 (目的)

ChatTX サービス約款（以下「本約款」という）は、NTTテクノクロス株式会社（以下、「当社」という）が提供する ChatTX を契約者が利用するための条件を定めます。

### 第2条 (定義)

本約款において、次の各号の用語の意味はそれぞれ次のとおりとします。

- (1) 「ChatTX サービス」（以下、「本サービス」という。）とは、利用者が入力した質問に対する回答を生成 AI が作成して返答するクラウドサービスです。
- (2) 「契約者」とは、本約款に同意の上、本サービスの利用を申込み、当社が本サービスの利用を承諾した法人、団体等をいいます。
- (3) 「外部サービス」とは、本サービスの一部機能を実現するために連携する当社以外が提供しているサービスをいいます。詳細は別紙 ChatTX サービス仕様書（以下、「サービス仕様書」という。）に定めます。

### 第3条 (提供地域)

本サービスの提供地域は、日本国内に限るものとします。

### 第4条 (申込と承諾)

1. 本サービスの利用を希望する場合は、本約款に同意の上、当社がお客様に提供する所定の申込書または当社が運営する WEB サイト（<https://webstore.ntt-tx.co.jp/>）より利用申込を行うものとします。
2. 本サービスの提供および利用に関する契約は、前項の利用申込に対し当社が承諾または本サービスを提供する旨の通知を発信した時をもって成立するものとし、成立した当該契約を以下「本契約」といいます。この承諾または通知によって本サービスの提供が可能となる日を定めることとし、これを「利用開始日」とします。

3. 当社は、次の各号に該当する場合、利用申込を承諾しない場合があります。
  - (1) 申込者が本約款に定める義務に違反する恐れがあると当社が判断したとき  
(当社が認める場合は除きます。)
  - (2) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき、または将来において違反する恐れがあると当社が判断したとき
  - (3) 申込内容に事実と異なる記載がある、またはその恐れがあると当社が判断したとき
  - (4) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき
4. 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合は、第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

#### 第5条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、特段の定めのない限り、本サービスの利用申込時点において当社が公開するまたは申込者に個別に通知したサービス料金表によるものとします。
2. 本サービス料金表に定める内容は、当社の裁量において改定される場合があります。その場合、当該改定後の利用料金は、その内容を当社が公開または契約者に個別に通知した後に延長される契約期間より適用することとします。

#### 第6条 (サービス仕様)

1. 本サービスの仕様は、サービス仕様書に定めるとおりとし、当社の判断により予告なく変更できるものとします。
2. 本サービスの一部機能は、当社が本サービスの提供のために利用する外部サービスの仕様、その他の提供条件に依存しています。このため、契約者は、外部サービスの仕様、その他の提供条件の変更により、本サービスの仕様、その他の提供条件

が予告なく変更されうることをあらかじめ了承のうえ、本サービスを利用するものとします。

#### **第7条 (優先条項)**

サービス仕様書と本約款に定める内容が相違する場合は、本約款条項が優先するものとします

#### **第8条 (契約期間)**

1. 本契約の契約期間は原則として月単位もしくは年単位（利用開始日から 1 ヶ月もしくは 1 年間）とします。
2. 契約者から当社に対し、第 13 条に定める解約の申し出がなされなかったときは、当該契約期間の満了月の翌月からさらに契約者が契約した期間（1 ヶ月もしくは 1 年間）を自動的に延長するものとし、以後も同様とします。
3. 契約者からの申し出がない場合でも、第 14 条および第 17 条に基づきサービスの提供を契約期間中に終了する場合があります。

#### **第9条 (契約内容の変更)**

1. 契約者が本契約の内容の変更を希望する場合は、所定の申込書により当社に申込みものとします。
2. 当社は、前項の申込書の確認を行い、変更作業を速やかに実施した後に契約者に対し承諾または通知を行うものとします。
3. 契約者は、前項の承諾または通知をもって、設定内容の変更後の本サービスを利用できるものとします。
4. 契約者は、第 21 条の定めに従い、設定変更にともなう料金を当社へ支払うものとします。

#### **第10条 (名称等の変更および地位の承継)**

1. 契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所について変更があったときは、当社へ速やかに届け出るものとします。
2. 契約者は、合併・分割・事業譲渡等により地位の承継等があったときは、当社へ速やかに届け出るものとします。
3. 地位の承継者は、利用契約に基づく一切の債務についてこれを承継するものとします。

#### 第11条 (知的財産権)

1. 本サービスに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、当社または当社の指定するものに帰属します。
2. 本サービスの利用によりアクセスされ、表示、利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

#### 第12条 (禁止事項)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の定めに該当する行為を行わないものとします。
  - (1) 法令に違反するまたはその恐れのある行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (2) 個人情報をも本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為。
  - (3) 他人のユーザーIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (4) 本サービスで使用するソフトウェア製品の全部または一部について、リバースエンジニアリング、逆アッセンブル、逆コンパイルを行う行為、またはそれに類似する行為。
  - (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはその恐れのある行為。

- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはその恐れのある行為。
  - (7) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
  - (8) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはその恐れのある行為。
  - (9) 本サービスを日本国外で利用する行為。
  - (10) その他、当社が本約款に反する、もしくはサービス利用上不相当と判断する行為。
2. 本サービスの一部または全部を直接または間接を問わず、単体としてまたはシステムの一部として①原子力関連装置の直接制御のため、②航空管制もしくは大量輸送機関での管制のため、③生命維持装置のため、④武器および武器製造関連のために使用できないものとしします。
  3. 契約者が第 1 項および第 2 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社が判断した場合、当社は、第 13 条（当社からの契約解約）に定める措置を行うほか、当社が契約者の違反行為により被る損害の補償および費用等を契約者に請求することができるものとしします。

### 第13条 （契約者からの契約解約）

1. 契約者は、契約期間の満了をもって本契約を終了したい場合、利用終了希望日の1ヶ月前までに、所定の申込書または当社が運営する WEB サイト (<https://webstore.ntt-tx.co.jp/>) より解約申込を行うものとしします。この場合、当社は契約者に対して、残余期間に対応する利用料金相当額代金（消費税を含む額）は返還しないものとしします。
2. 前項の場合において、契約期間内に生じる契約者の一切の債務は、本契約の解約をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとしします。
3. 年間契約者が、契約期間中に本サービスを解約する場合、違約金が発生します。違約金の具体的な内容および適用条件は、別途当社が定めるサービス料金表に基づくものとしします。

**第14条 （当社からの契約解約）**

1. 当社は、契約者のサービス契約期間中において、下記の事由が発生した場合、当社の判断にて本契約を解約できるものとします。
  - (1) 契約者が第12条（禁止事項）第1項または第2項に該当する行為を行い、当社が通知または催告を行い該当する事由が是正されずに1ヶ月経過した場合。
  - (2) 契約者が破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算の申立を行った場合、手形交換所の取引停止処分、差押、滞納処分を受けた場合。
2. 本条に基づき契約解約する場合、当社は契約者に対して、残余期間に対応する利用料金相当額（消費税を含む額）代金を返還しないものとします。

**第15条 （定期メンテナンス）**

1. 当社は、本サービスの維持および機能改善等のために定期的なメンテナンスを実施します（以下「定期メンテナンス時間」といいます。）。
2. 前項に定める定期メンテナンス時間は、別途サービス仕様書もしくはサービス画面にて定めることとし、定期メンテナンス時間中は本サービスの一部または全ての機能を利用することができません。

**第16条 （サービス提供の停止または制限）**

1. 当社は、第15条（定期メンテナンス）の定めに加えて、以下のいずれかに該当するまたは該当するおそれがあると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を停止、制限することがあります。
  - (1) 天災、地変、その他の非常事態（電力供給制限等）が発生、もしくは発生するおそれがある場合。
  - (2) 当社の提供するサービスの保守を緊急に行う必要が生じた場合。
  - (3) 当社の提供するサービスの故障その他やむを得ない事由が生じた場合。
  - (4) 第三者から提供を受けているサービスやシステム等の停止または制限された場合。

- (5) 前各号に定める他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。
2. 当社は前項の規定により本サービスの提供を停止、制限するときは、あらかじめ契約者へ通知を行います。ただし緊急またはやむを得ない事情により通知できない場合はこの限りではありません。

#### 第17条 (サービスの終了)

1. 当社は、本サービスの一部または全部を終了する場合があります。
2. 当社は、本サービスの一部または全部を終了する場合、その旨を相当な期間において契約者に対して通知を行います。

#### 第18条 (ユーザーID、パスワードおよび機器の管理)

1. 契約者は、ユーザーIDの管理に責任を負うものとし、当社の責めに帰すべき事由を除き、ユーザーID、パスワードの漏洩、不正利用により契約者に損害が生じても当社は一切の責任を負わないものとします。また、契約者に貸与されたユーザーIDを利用してなされた行為により、当社または第三者に損害が生じた場合には、契約者が一切の責任を負うものとします。
2. 次の各号の一に該当する場合は、当社がユーザーIDおよびパスワードの全部または一部の管理を行うことができるものとします。その結果発生する直接間接の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし当社の故意または重過失によるものである場合は除くものとします。

(1) 本契約が終了した場合

(2) 第12条(禁止事項)第1項に該当する場合または該当するおそれがあると認められる場合

#### 第19条 (データ等の取扱い)

1. 当社は、提供するサービス基盤の復旧を目的に契約者が本サービスを利用する際にサービス基盤に保存されたデータの複製保管を行うものとします。

2. 当社は前項のデータを善良な契約者の注意義務の範囲で厳重に管理するものとします。
3. 契約者が本サービスを利用する際に登録した文書データおよびテキストデータをはじめとする各種データの知的財産権を含む一切の権利は契約者に帰属します。
4. 当社は、契約者が登録した各種データを機械学習、AI 学習、あるいはそれに類する目的のための学習データとして使用することはありません。ただし、契約者が明示的に利用に同意した場合はその限りではありません。
5. 当社は、第 13 条（契約者からの契約解約）または第 14 条（当社からの契約解約）による本契約の解約があったときは、サービス基盤に保存されているデータを削除するものとします。

#### 第20条 （利用環境整備）

契約者は、本サービスを利用する為に必要なインターネット等の接続環境や、端末の準備、設置および設定を契約者の責任と費用で行うものとします。

#### 第21条 （利用料金等の支払義務）

1. 本サービスの利用料金は、サービス料金表に基づき契約時の内容に従って計算されます。初回の請求はサービス開始月末までに行われ、以降の利用料金は、延長契約期間の開始月末までに契約者に請求されるものとします。
2. 契約内容を月の途中で変更（サービス内容の買い増し）した場合、変更時点から新たな料金が適用され、当月中に当該追加分の請求が発生するものとします。
3. 契約内容を月の途中で変更（サービス内容の解約）した場合、翌月から削減後の料金が適用されます。
4. 前三項において、税法の改正によって消費税率が変動した場合には、改正後の消費税率を適用します。
5. 契約者は、当社からの支払請求に基づき、請求書発行日から 60 日以内（以下「支払期日」といい、末日が金融機関の休業日にあたる場合は直前の営業日とする）ま

で、当社の指定する銀行口座に円貨で振り込むことにより支払うものとし、その際、支払いに関わる振込手数料その他の費用は契約者が負担するものとします。

6. 契約者が、利用開始日の前日までに利用契約を解除した場合、当社は契約者に対しサービス料金表に定めるテナント開設費相当の料金を違約金として請求することができるものとします。

#### **第22条 (延滞利息)**

契約者は、支払期日までに利用料金等を支払わない場合、契約者は当社に対して、支払期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対し年利6%の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとします。

#### **第23条 (譲渡・再販・抵当権設定の禁止)**

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等の本契約上の権利を当社の許可なく第三者に譲渡、再販売、抵当権の設定をできないものとします。

#### **第24条 (協力会社への委託)**

当社は、本サービスの提供・維持にあたり、業務の一部を協力会社に委託することができるものとします。

#### **第25条 (故障時の対応)**

1. 契約者は、本サービスに故障が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社または前条に定める協力会社が行う原因調査を行うものとし、当社または協力会社は合理的な期間内に適切と考えるサービスの復旧作業を行うものとします。
3. 第1項の故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査および修理に要した費用は、契約者が負担するものとします。

**第26条 （当社の賠償責任）**

1. 当社の契約違反により契約者に損害を与えた場合は、契約者の逸失利益、派生損害を除く通常の損害に限り賠償する責任を負うものとします。なお、当社の予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。
2. 当社が契約者に賠償責任を負う場合、当該損害の発生した月の契約者の月額料金を上限として賠償するものとします。

**第27条 （反社会的勢力の排除）**

契約者および当社は、自らまたは自らの役員（取締役、監査役、執行役および執行役員をいう）が①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる反社会的勢力またはこれと密接な関係を有する者に該当しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを確約するとともに、②暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと（第三者を利用して行う場合を含む）を表明し、保証するものとします。相手方がこれに違反した場合は何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解約することができるものとします。また当社が本契約の条項に従って「協力会社」に業務の一部を委託または請け負わせる場合は当該委託等の契約において「協力会社」に本項上記の内容と同等の表明および確約をさせ、「協力会社」がこれに違反した場合は、速やかに当該委託等の契約の解約その他の必要な措置を取らねばならないものとします。

**第28条 （個人情報の取扱い）**

1. 契約者および当社は、相手方から開示を受けまたは本契約上知りえた個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、

それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) について、個人情報保護法に基づく適切な安全管理のもとに取り扱うものとし、第三者に対して一切開示または漏洩してはならないものとします。また、個人情報について、相手方の書面による事前の承諾なくして複製、改変してはならないものとします。

2. 当社は、本サービス利用のためににおいて知り得た個人情報を本サービスの維持・運営以外の用途には使用しません。

### 第29条 (契約者法人名・団体名の公開の許諾)

契約者は当社に対し、契約期間中および契約解約後 1 年以内は、契約者が本サービスの契約者であったことを、当社が当社ホームページ等で、契約者法人/団体名や法人/団体ロゴを公開することを許諾するものとします。ただし、公開に先立って、当社から契約者へその旨通知するものとします。

### 第30条 (守秘義務)

1. 契約者および当社は、本契約に関連し知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報（以下、「機密情報」という）を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。なお、機密情報とは次の各号に該当する情報とします。
  - (1) 相手方から機密である旨を表示して提供された情報
  - (2) 口頭または視覚による開示の場合は、機密である旨の指定がなされその開示された日の翌日から起算して 30 日以内に書面で要約され機密である旨の表示を付して相手方から提供された情報
2. 次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。
  - (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
  - (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
  - (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
  - (4) 自ら独自に開発した場合

- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
  - (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合
  - (7) 契約者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合
  - (8) 本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合
  - (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合
3. 次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の同意を得ずして必要な情報を当社が利用する場合があります。
- (1) 契約者が第 14 条（当社からの契約解約）第 1 項に該当する場合
  - (2) 当社が契約者に対し本サービスを提供するために必要な場合

### 第31条 （機密情報等の返還義務）

契約者および当社は、本サービス契約終了の日後、相手方から提供された機密情報および当社が相手方から貸与された資料等について、相手方の指示に従って返還または廃棄するものとします。

### 第32条 （存続条項）

第 30 条（守秘義務）については、本契約終了後 3 年間効力を有するものとし、第 11 条（知的財産権）および第 12 条（禁止事項）第 1 項については知的財産権が存続する限り効力を有するものとします。

### 第33条 （免責）

- 1. 当社は契約者が本サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等に関して保証しないとともに、本条件に定められた事項以外の損害を賠償しないこととし、契約者は、当社に当該損害について請求しないものとします。
- 2. 当社は本サービスの維持運営のために、契約者が登録したデータを一時的に確認、複写・複製することがあります。その場合において、当社の故意または重過失によ

る責めに帰すべき事由がある場合を除き、契約者または第三者に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は本サービスの遅滞、停止、変更、廃止、または保存、提供される情報・データの喪失、流出に関連して発生した契約者の損害について、本条件に定められた事項以外損害を賠償しないものとし、契約者は当社に当該損害について請求しないものとします。
4. 当社は、生成 AI による要約の精度・速度について一切の保証を行わないものとします。また、生成 AI による要約の誤認識、認識遅延により生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社の管理外である通信回線や当社の設備に属さない設備の状態に当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスにより提供される機能について、契約者が永続的に使用できる権利は保証しないものとします。
7. 契約者が本サービスを利用することにより、契約者と第三者との間における紛争などが発生した場合、当社はその損害について責任を負わないものとします。

#### **第34条 (協議事項)**

本契約に定めのない事項および疑義ある事項については、両当事者は信義に基づき誠実に協議して解決するものとします。

#### **第35条 (準拠法)**

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### **第36条 (所轄裁判所)**

本サービス利用に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争解決するものとします。

**第37条 (その他)**

当社は本約款を利用者の承諾を得ることなく変更することができるものとします。

## 改定履歴

改定版数	頁	制定・改定年月日	制定・改定内容
1.0	全	2024年10月8日	初版作成
1.1	3、7、8	2025年2月13日	第8条（契約期間の改定）、第9条（条文追加）、第19条（条文追加）
1.2	1、5、8、9	2025年7月22日	第4条および第13条（受付手段の追加）、第21条（誤記訂正）、第22条（誤記訂正）